

境港市議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議長交際費に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 支出日

(2) 支出区分

(3) 支出金額

(4) 支出内容

2 前項の規定にかかわらず、相手方に特段の配慮が必要と認められる場合は、個人名は公表しないものとする。

(公表の時期)

第3条 議長交際費の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月15日までにを行うものとする。

(公表の方法)

第4条 議長交際費の公表は、境港市議会のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、議長交際費の公表に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。